

農業生産工程管理(GAP)をめぐる状況

平成27年12月

農林水産省

生産局農業環境対策課

農業生産工程管理(GAP)の定義

機関・団体	「GAP」の定義
農林水産省 :農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	農業生産工程管理(GAP:Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で必要な 関係法令等の内容に則して定められる点検項目 に沿って、農業生産活動の各工程の 正確な実施、記録、点検及び評価を行うこと による 持続的な改善活動 のこと。
国連食糧農業機関(FAO)	(仮訳)GAPとは、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすものである。

GAP導入のメリット

食品の安全性向上

(例) 農産物の病原微生物等
による汚染の低減

環境の保全

(例) 農薬や肥料による環境
負荷の低減

労働安全の確保

(例) 農作業中の事故の回避

品質の向上

農業経営の改善や効率化

競争力の強化

消費者や実需者の信頼確保

食料・農業・農村基本計画(平成22年3月)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1.食料の安定供給に関する施策

(1) 食の安全と消費者の信頼確保

② フードチェーンにおける取組の拡大

ア 生産段階における取組

農業生産工程管理(GAP)については、生産者の主体的な取組が進んだが、いまだ産地の導入は限定的な状況にとどまっている。また、国内に様々なGAPが存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者ニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にある。

このような実態を踏まえ、食品安全に加え、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含むGAPの推進は、消費者・生産者双方がメリットを享受できるものと考えられることから、その共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進する。

GAPの共通基盤に関するガイドラインの構成

- 食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化
作物独自に適用される法令指針等の有無、作物独自の生産工程の有無を踏まえて、以下の①～⑨の作物毎に取組事項を整理
①野菜 ②米 ③麦 ④果樹 ⑤茶 ⑥飼料作物
⑦その他の作物(食用:大豆等) ⑧その他の作物(非食用:花等) ⑨きのこ
- 作物毎の取組事項は以下の構成となっている

○ 食品安全

工程管理の内容

ほ場環境の確認と衛生管理 農薬使用時の表示内容の確認 作業者等の衛生管理(野菜・果樹)
かび毒(DON・NIV)汚染の低減対策(麦) かび毒(パツリン)汚染の低減対策(果樹)
荒茶加工時の衛生管理(茶) 収穫・調製時の異物混入の防止対策 等

○ 環境保全

病害虫が発生しにくい環境づくり 都道府県の施肥基準等に即した施肥 堆肥等の有機物の施用
堆肥中の外来雑草種子の殺滅 廃棄物の適正な処理 有害鳥獣による被害防止対策 等

○ 労働安全

危険な作業等の把握 機械等の安全装備等の確認 農薬・燃料等の適切な管理 等

○ 全般

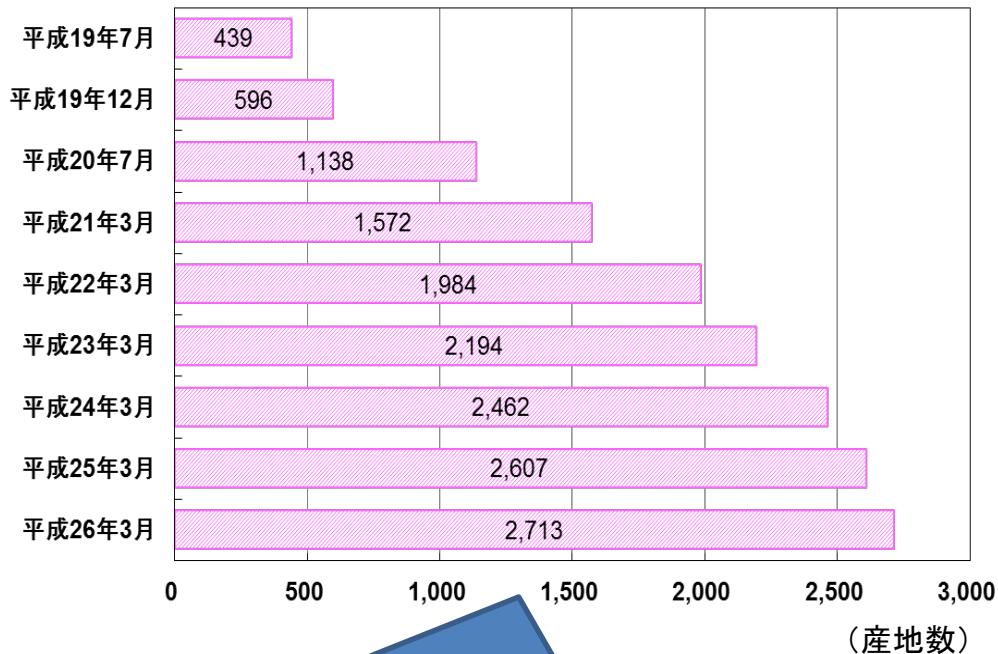
知的財産の保護・活用 登録品種の種苗の適切な使用 情報の記録・保管 等

工程管理の手法の実践

- ① 点検項目の策定(Plan)
- ② 農作業の実施、記録・保存(Do)
- ③ 点検(Check)
- ④ 改善が必要な部分の把握・見直し(Action)
(産地の責任者による内部点検等の客観的な点検の仕組みを付加)

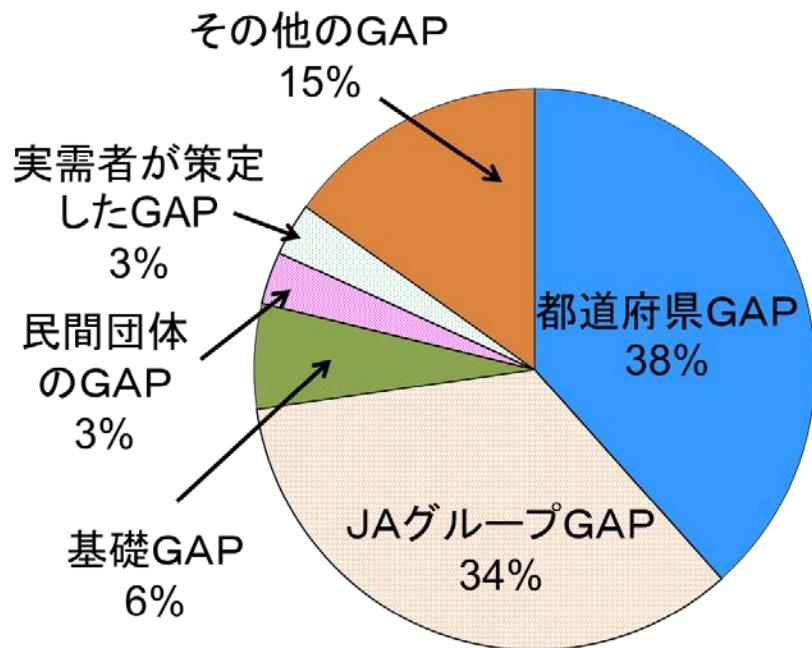
GAPの取組状況

① 導入産地数の推移



- 調査対象の約6割がGAPに取組
- ガイドラインに則したGAPに取り組んでいる
産地は調査対象の23%(1,010産地)

② 取り組まれている GAPの種類



農林水産省調べ(平成26年3月末現在)

※集計対象は野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地等(平成26年3月 4,410産地)。

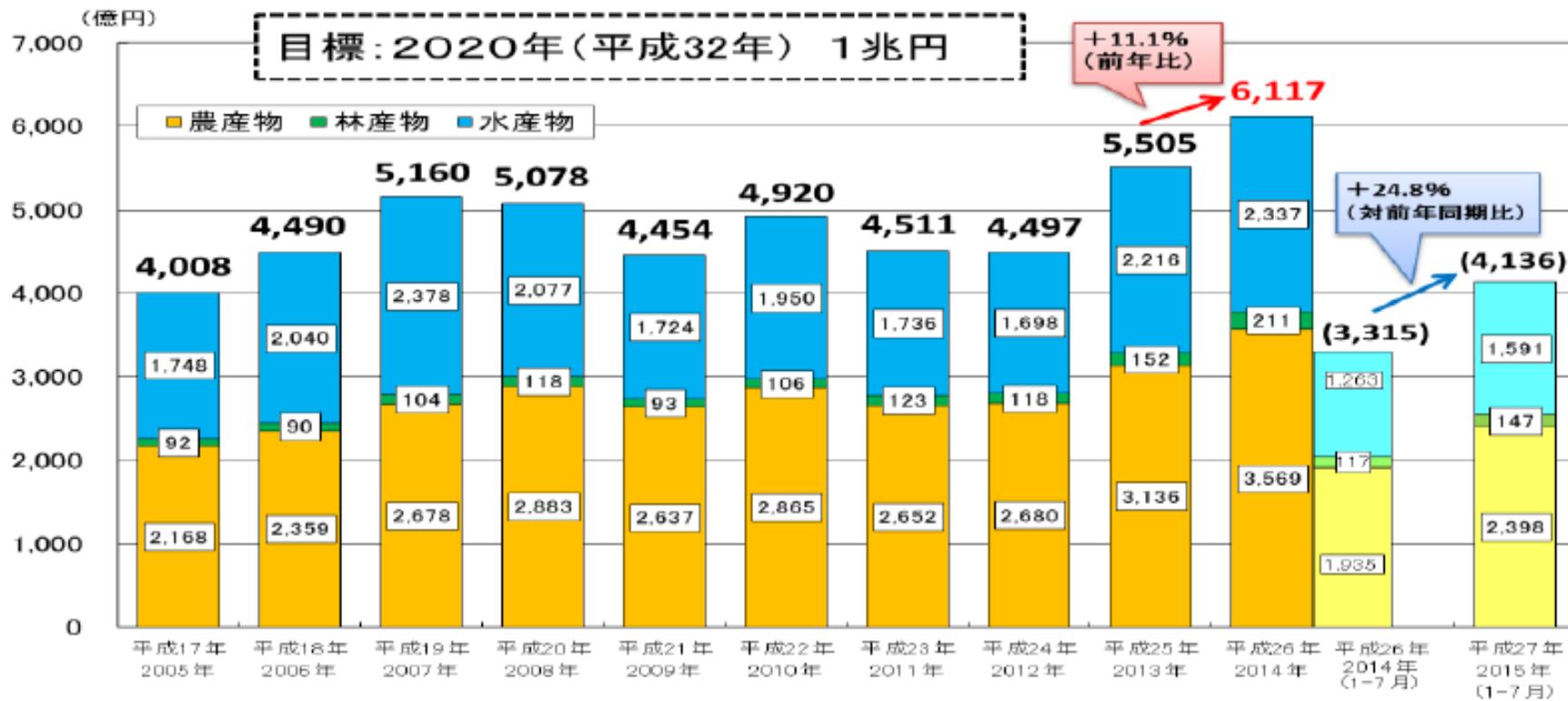
(平成23年3月の結果は福島県を除く。)

輸出の現状

農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

農林水産物・食品の輸出は、2年連続で伸びており、平成26年は、昭和30年に輸出額の統計を取り始めて以来の最高値となった。また、平成27年1～7月の輸出も対前年同期比24.8%増と好調な伸びとなっている。



資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○為替レートの推移

年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
円／ドル	110	116	118	104	94	88	80	80	97	105
円／ユーロ	137	145	161	154	130	117	111	102	129	140

出典: 税関「税関長公示レート」を基に農林水産省作成

「農林水産業・地域の活力創造プラン」におけるGAPの方針

- 輸出の際に、取引相手からGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPを取得していることが求められることがある。
- 輸出拡大を図る上では、国際的に通用するGAPの取得を推進する必要。

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂)(抜粋)

1 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼確保

- ・輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対するEU向けHACCP、GLOBALG.A.P.、ハラール等の認証の取得を支援するとともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進(輸出用GAPの共通化に向けた国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討)

食料・農業・農村基本計画における方針

食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

(1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

- ① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化
ア 生産段階における取組

(前略) 農業者や産地において、農業生産工程管理（GAP）の導入が進んでいるものの、取組の水準にはばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する。

(4)グローバルマーケットの戦略的な開拓

- ① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進
イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(前略) 具体的には、輸出先となる国や事業者等からも求められる、HACCP、ハラール、GLOBALG.A.P.等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する（中略）GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

(7)コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

- ② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入

(前略) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）やGAPの導入により、栽培管理や営農管理の改善、合理化を進める。

GAP戦略協議会

- 日本再興戦略において、「関係者による協議会を設け、輸出促進に向けたGAPの在り方を見直す」こととされている。
- 一方、国内に向けても、生産者へのGAPの普及導入、実需者に向けたGAPの活用等の検討が必要。
- GAPの課題解決に向けた議論を展開する場として「GAP戦略協議会」を設立。

平成27年3月19日 GAP戦略協議会 設立

協議会構成員

学識経験者、農業者、農業団体、実需者（流通・小売）
GAP運営・普及団体、認定機関、マスコミ 等

検討事項

- ・食品安全・環境保全・労働安全確保等のためのGAPの活用の促進
- ・輸出促進に向けたGAPの推進
- ・GAPガイドラインの改訂、普及、浸透
- ・国内の農産物取引におけるGAPの活用 等

オリンピックにおけるGAPやオーガニック・エコの位置付け

2012年ロンドン大会、2016年リオ大会の食材の調達基準の概要

2012年ロンドン大会における食材の調達基準「フードビジョン」

ビジョン：「競技者のため、美味しく、健康的で、**環境に優しい大会**」

- 安全で衛生的な食の確保(食の安全、トレーサビリティ、汚染リスクの管理)
- 選択とバランス(多様な文化圏への対応、等)
- 原料調達とサプライチェーン(意欲的・**環境保全的**・倫理的・動物福祉的な基準、等)
- 環境マネジメント(エネルギー・水供給の効率化、ゴミの低減、等)
- 能力と教育(大会スタッフの教育、等)

農産品	義務的基準	意欲的基準
英国産品	・レッドトラクター認証 ・高品質	・有機農産物 ・GLOBALG.A.P.
輸入品	・トレーサビリティの確保 ・フェアトレード	・倫理的な取引、調達

レッドトラクターについて

- 英国の農業者団体が運営する認証制度。英國産農畜産物の栽培・飼養から流通・加工・包装・販売までの一連の過程を高度な管理基準で保証。
- 英国内の農業者の70~95%(品目により異なる)が加盟、農畜産物の80%以上をカバー。

2016年リオ大会における食材の調達基準「フードビジョン」

【義務的基準】

- ブラジルの法令を遵守した業者からの調達
 - 少年労働の排除など労働実務に合致する業者からの調達
 - トレーサビリティシステムを備えること
 - 持続可能な生産工程管理を行う生産者からの調達

【努力基準】

- **ブラジル有機基準の認証を受けたオーガニック产品の購入優先**
- その他の環境基準や社会基準の認証を受けた製品の購入を優先
- **食品の供給業者の優先順位は1)州内業者、2)ブラジル国内業者、3)南米業者、4)国際業者**

2020年東京大会における現状の位置付けと基準策定の道行き

「東京2020大会開催基本計画」(2015年2月大会組織委員会)

第4章 大会を支える機能(ファンクショナルエリア)

飲食(FNB)

1. ミッション(Mission)

東京2020大会期間中において、**各クライアントの持続可能な飲食サービスへのニーズを満たすために必要な計画を策定及び実行し、最高レベルの品質を確保する。また、多様性と調和に配慮した飲食提供とともに日本食の質の高さをアピールし、未来へと継承する。**

2. 主要目標(Key Objects)(抜粋)

- 持続可能性FA、清掃・廃棄物FA、調達FA等と緊密な連携をとり、廃棄物の排出量をできる限り削減し、**持続可能で環境に優しい食料を使用する取組を実行すること。**

URL:

http://tokyo2020.jp/jp/plan/gfp/Tokyo_2020_Games_Foundation_Plan_JP.pdf

東京大会における、食材の調達基準の策定への道行き

・ 東京大会食材の調達基準は**大会組織委員会が決定(2017年頃か)**。

- 基準検討の際、組織委員会は農林水産省と調整。
- 組織委員会が運営する選手村、各競技会場、プレスセンター等における**食料調達業者(ケータリング業者)は基準に基づき組織委員会が入札により決定。**

※ 調達基準や入札方法等はロンドン大会における事例がベースとなり検討

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたGAP、オーガニック・エコ農産物等の生産供給体制の整備

- 2020年東京大会の開催に向けて、安全や環境に配慮した高品質な日本産農畜産物の生産・供給体制を整備することにより、日本産農畜産物について、大会関係者への供給を通じてアピールするとともに、将来のインバウンドの拡大にもつなげていく必要
- このため、2020年東京大会での供給に向けて（平成30年末を想定）、一定レベル以上のGAP・HACCPの取組の普及・拡大を図るとともに、オーガニック・エコ農産物の生産・供給体制を整備

オリ・パラで期待される取組・効果

海外から多くのトップアスリート、マスメディア、観光客が来日

- 安全で高品質な日本産農畜産物をアピールする大きなチャンス
- 将来のインバウンドの拡大のためにも重要

そのために不可欠なこと

多様な具体的ニーズへの対応
—オーガニック・エコ、ハラールなど

日本産農畜産物の信頼性の向上
—確かな裏打ちを持った農畜産物の供給拡大(GAP、HACCPなど)

調達基準(フードビジョン)

- ロンドン大会(2012年)では、農畜産物の調達基準として、「フードビジョン」を策定
- 「フードビジョン」において、「レッドトラクター認証」(英国のGAP認証制度)を取得した農畜産物を採用

現状

- 担保するための法令等は整備
- 他方、第三者が確認する仕組みが不十分
- 取引の条件としてGAP等の認証の必要性の高まり

【農産物】

- ガイドラインに則したGAPを推進しているが、認証制度を持つGAPは一部の自治体のみ
- 第三者認証を持つGAPの認証取得も少数

【畜産物】

- 一部の処理・加工施設のみにおいて、HACCP導入、ハラール認証取得

【オーガニック・エコ農産物】

- 実需側は効率的・安定的な農産物の確保が困難(生産が少量・点在、消費者との小口取引が中心)
- 訪日外国人の目に触れやすい店舗販売や外食等への供給が少ない

早急に取り組むべき事項

【農産物】

- GAPに取り組む産地の更なる拡大
- GAPの認証(特に第三者認証)の取得の促進
- 国内の既存GAPに対する認証体制の導入の支援

【畜産物】

- HACCP導入・認定、ハラール認証取得の一層の推進
- 【オーガニック・エコ農産物】

- 生産、実需を結ぶ円滑な取引環境の整備による、店舗販売や外食等への供給拡大
- 夏季における安定供給体制の構築
- 消費者や訪日外国人への環境保全の取組のアピール

平成30年末までに目指すべき姿(目標)

- ガイドラインに則したGAPへの取組：国内産地の70%以上(平成26年3月末：23%)
- オーガニック・エコ農産物：有機農業の面積シェア1%以上(平成30年度目標)

大会の開催に合わせ

- 「和の空間」による日本の魅力の発信
- 高品質な日本産農畜産物のPR 等も検討

このままでは十分な供給ができない
早急に対応する必要

- 東京大会においても、「フードビジョン」を策定予定であり、ロンドン大会と同等レベルの認証取得への対応が必至

- 日本産農畜産物の信頼性の向上を図り、情報発信力、アピール力を強化
- 国際競争力の強化、輸出の拡大

農産物を国際取引する際に活用しやすいGAPの検討・推進

- 農産物の取引の際に農業者がGAPの実践を求められることがある。
- 特に輸出の際には、食品の安全性等を担保するための手段(取引要件)として、国際的に通用するGLOBALG.A.P.*1等の認証を求められることがある。

**・ガイドライン*2に則した一定水準以上のGAPの取組拡大を図るとともに、
・輸出を志向する農業者が、国際的に通用するGAPの認証取得に取り組みやすくする必要**

以下の取組を実施

GAP戦略協議会

GAPの課題解決に向けた議論を展開する場として本年3月に設立

(構成員)

学識経験者、農業者、農業団体、実需者(流通・小売)、GAP運営・普及団体、認定機関、マスコミ等

(検討事項)

- ・輸出促進に向けたGAPの推進
- ・GAPガイドラインの普及、浸透 等

輸出用GAP等普及推進事業(平成27年度)

- ①ガイドラインに則したGAPの普及による、GAPの質の向上に向けた取組を支援。
- ②我が国の農業の実情に沿うようGLOBALG.A.P.の運用改善、我が国の農業者が使いやすい輸出用GAPの検討に向けた取組に対する支援
- ③ICT技術を活用してGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組を支援

*1 GLOBALG.A.P.

・欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP(我が国における認証取得数 196件:平成26年6月現在)

*2 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

・食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組、法令等との関連を明確化
・関係法令等に則して定められた取組項目の考え方には、農産物に関するGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPの点検項目の考え方とほぼ共通

平成28年度予算 概算要求

- インバウンド需要や輸出の拡大に向けて、我が国の安全で高品質な農産物をアピールするため、農業生産工程管理(GAP)の取組の普及、高度化を図る取組を支援します。
- さらに、国際的に通用するGAPの検討やICTサービスを活用したGAPの認証取得等の取組を支援します。

GAPの普及拡大に向けた取組

1 販路拡大等を目指したGAPの普及推進

取引先が求めるGAPに対応するため、ガイドラインに則したGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
 - ・GAPの普及に向けたPR活動やマニュアルの作成
 - ・取組の更なる高度化に向けた研修会の開催や実践マニュアルの作成 等

【補助率】1/2

【事業実施主体】農業協同組合、協議会等



2 認証体制導入支援

信頼性確保のため、第三者がGAPの取組を確認・認証する仕組みを導入する取組を支援します。

- 【事業内容】
 - ・確認体制導入検討会の開催
 - ・審査員養成研修会の開催
 - ・基準書の作成
 - ・確認体制の実証及び検証

【補助率】定額、1/2

【事業実施主体】都道府県、農業協同組合 等



輸出促進に向けた取組

1 全国推進事業（27年度～29年度継続事業）

日本の農業者がGLOBALG.A.P.を容易に取得できるようにするための運用改善、日本の農業者が使いやすい輸出用GAPの策定に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
 - ・検討会の開催

- ・国内外の実態調査
- ・国際規格化に向けた調整等

【補助率】定額、1/2

【事業実施主体】民間団体等



2 ICTを活用した既存GAPの高度化支援

輸出を見据えた産地に対して、ICTサービスを活用して記帳作業の負担を軽減し、GLOBALG.A.P.等を取得する取組を支援します。

- 【事業内容】
 - ・研修会の開催

- ・ICTサービスの利用
- ・GLOBALG.A.P.等の認証取得

【補助率】定額、1/2

【事業実施主体】農業協同組合、農業生産法人 等

